

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する細則

平成18年 4月 1日
規程第 44号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 給与規程第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与規程第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（公立大学法人大分県立看護科学大学就業規則（以下「就業規則」という）第13条第1項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第13条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（就業規則第43条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 就業規則第35条第1項の規定により育児休業又は出生時育児休業（以下「育児休業等」という。）をしている職員のうち、育児休業規程第11条第2項に定める職員以外の職員

第3条 給与規程第20条第1項後段の理事長が別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者
 - イ 給与規程の適用を受ける職員
 - ロ 公立大学法人大分県立看護科学大学の役員（以下「法人の役員」という。）
- (3) その退職に引き続き理事長が定める者となった者

第4条 給与規程第25条第6項のただし書の規定で定める職員は、前条第2号及び第3号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第5条 基準日前1箇月以内において給与規程の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について、前2条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって当該退職とする。

(特定管理職員としない職員)

第6条 給与規程第20条第2項の理事長が別に定める職員は、給与規程第8条の規定による管理職手当の支給を受ける職を占める職員で、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 教育職員給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級の職員
- (2) 事務職員給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が8級又は9級の職員

第7条 育児休業規程第11条第2項の理事長が別に定める勤務した期間に相当する期間は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「職員

勤務時間規程」という。)に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき特に理事長の承認のあった期間のうち次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業規程第5条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 育児休業規程第14条の5の規定により出生時育児休業をしていた期間
- (3) (第2条第3号に掲げる職員として在職した期間
- (4) (休職にされていた期間(業務傷病等による休職者(給与規程第25条第1項及び第2項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。))であった期間は除く。)

(期末手当基礎額につき加算を受ける職員、職員の区分及び加算割合)

第8条 給与規程第20条第4項の別に定める職員及び職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員及び職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で別に定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第9条 給与規程第20条第4項の管理又は監督の地位にある職員は、給与規程第8条の規定による管理職手当が支給される学部長、研究科長及び事務局長とし、給料月額に乗じる割合は100分の10とする。

(期末手当に係る在職期間)

第10条 給与規程第20条第2項に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

- 2 前項の期間の算定においては、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 第2条第3号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業等職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (3) 就業規則第13条第1項の規定に該当して休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- 3 業務傷病等による休職者(給与規程第25条第1項又は第2項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

第11条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

- (1) 基準日以前6箇月以内の期間において、法人の役員が給与規程の適用を受ける職員となった場合は、その期間内において法人の役員として在職した期間
- (2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与規程の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 大分県職員

ロ 理事長が前号に掲げる者に準じると認める者

- 2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する

(一時差止処分に係る在職期間)

第12条 給与規程第21条及び第22条(これらの規定を給与規程第23条第5項及び第25条第7項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

- 2 前条第1項第2号ア及びイに掲げる者が引き続き給与規程の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。
- 3 前2項に定めるもののほか、一時差止処分に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第13条 給与規程第23条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（同条第5項において準用する給与規程第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- （1）休職者（公務傷病等による休職者を除く。）
- （2）第2条第3号に該当する者
- （3）育児休業等職員

第14条 給与規程第23条第1項後段の理事長が別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

- （1）その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- （2）第3条第2号及び第3号に掲げる者

2 第5条の規定は、前項の場合に準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第15条 給与規程第23条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第21条に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第16条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第17条 前条に規定する勤務期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定においては、次に掲げる期間を除算する。

- （1）第2条第3号に掲げる職員として在職した期間
- （2）育児休業等職員として在職した期間
- （3）就業規則第13条第1項の規定に該当して休職にされていた期間（業務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- （4）給与規程第17条の規定により給与を減額された期間
- （5）負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは傷病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から職員勤務時間規程第7条に規定する週休日並びに給与規程第17条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合にはその勤務しなかった全期間
- （6）公立大学法人大分県立看護科学大学職員の介護休業規程第5条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- （7）育児休業規程第15条の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

第18条 第11条第1項の規定は、前条に規定する給与規程の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第19条 成績率は、100分の36以上100分の90以下（給与規程第20条第2項に規定する特定幹部職員にあっては、100分の120以下）の範囲内で、理事長が定めるものとする。

(勤勉手当基礎額につき加算を受ける職員、職員の区分及び加算割合)

第20条 給与規程第23条第4項で準用する同規程第20条第4項の別に定める職員、職員の区分及び割合は、第8条の職員、職員の区分及び割合とする。

第21条 給与規程第23条第4項で準用する同規程第20条第4項の管理又は監督の地位にある職員及び給料月額に乘じる割合は、第9条に掲げる職員及び割合とする。

(端数計算)

第25条 給与規程第20条第2項の期末手当基礎額及び第23条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

給料表	職級等	職務の級等	加算割合
教育職員 給料表	学部長		100分の20
	研究科長		100分の20
	教授		100分の15
	准教授		100分の10
	講師	2級81号給以上の職員	100分の10
		2級13号給以上2級80号給以下の職員	100分の5
	助教・助手	1級101号給以上の職員	100分の10
		1級33号給以上1級100号給以下の職員	100分の5
事務職員 給料表	事務局長(次長級)		100分の20
	課長級		100分の15
	課長補佐級	職務の級が6級の職員（6級41号給以上の職員に限る。）	100分の15
		職務の級が6級の職員（6級41号給以上の職員を除く。）並びに5級及び4級の職員	100分の10
	係長級	職務の級が4級の職員（係長級在級年数3年以上又は4級45号給以上の職員に限る。）	100分の10
		職務の級が4級の職員（係長級在級年数3年以上及び4級45号給以上の職員を除く。）及び3級の職員	100分の5

	主任・主事級	職務の級が３級の職員（旧給料表の６級１９号給（経過期間１２月）以上の号給から、平成１８年４月１日に新給料表に切り替わった職員に限る。）	１００分の１０
		職務の級が３級の職員（上記職員を除く。）	１００分の５

別表第２（第１６条関係）

勤務期間	割合
６箇月	１００分の１００
５箇月１５日以上６箇月未満	１００分の９５
５箇月以上５箇月１５日未満	１００分の９０
４箇月１５日以上５箇月未満	１００分の８０
４箇月以上４箇月１５日未満	１００分の７０
３箇月１５日以上４箇月未満	１００分の６０
３箇月以上３箇月１５日未満	１００分の５０
２箇月１５日以上３箇月未満	１００分の４０
２箇月以上２箇月１５日未満	１００分の３０
１箇月１５日以上２箇月未満	１００分の２０
１箇月以上１箇月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１箇月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の５